

津久井やまゆり園事件再発防止対策・再生本部設置要綱

(趣旨)

第1条 平成28年7月26日に発生した津久井やまゆり園での事件に対し、被害が生じた津久井やまゆり園の入所者、家族、職員等への支援を図るとともに、津久井やまゆり園の機能回復を目指す。また、同様の障害福祉施設等も含めた事件の再発防止策を検討するため、津久井やまゆり園事件再発防止対策・再生本部(以下、「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、被害が生じた津久井やまゆり園の入所者、家族、職員等への支援、津久井やまゆり園の機能回復、障害福祉施設等における事件の再発防止策を所掌する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は保健福祉局所管副知事をもって充てる。
- 3 本部長は本部の業務を総理し、本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を行う。
- 5 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。ただし、本部長は、必要と認めるときは、指示する者を本部に参画させることができる。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、必要に応じ開催する。

- 2 会議の議長は、本部長がこれに当たる。
- 3 本部長が必要と認めるときは、特に議題に関係のある特定の本部員による会議を開催することができる。

(幹事会)

第5条 本部の円滑な運営を図るため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別に定める。

(部会)

第6条 本部に、その所掌事項に係る具体的事項の企画、調整及び推進を所掌する施設部会、維持部会、再発防止部会、共生社会部会を設置する。

- 2 部会は、別に定める。

(事務局)

第7条 本部及び幹事会の庶務は、保健福祉局総務室が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営その他の必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 15 日から施行する。

別表(第 3 条関係：本部構成員)

知事

黒川副知事

中島副知事

浅羽副知事

首藤理事（特定行政課題担当）

政策局長

総務局長

安全防災局長

県民局長

保健福祉局長

産業労働局長

県土整備局長

教育局長

警察本部総務部長